

橋処理センター維持管理情報

平成26年11月

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

項目	対象	種類	数量 (t)
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号炉	可燃性混合廃棄物	4591.64
	2号炉	可燃性混合廃棄物	3965.33
	3号炉	可燃性混合廃棄物	停止中

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ^{※1}に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		平成26年11月1日 ~ 平成26年11月30日	
	対象	測定を行った位置	測定の結果 ^{※2}	基準値
燃焼室中の燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	炉出口	881	800°C以上
	2号炉	炉出口	891	
	3号炉	—	停止中	
集じん器に流入する ^{※3} 燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	集じん機器入口	224	おおむね 200°C以下
	2号炉	集じん機器入口	225	
	3号炉	—	停止中	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	1号炉	集じん機器出口	10.2	100ppm以下
	2号炉	集じん機器出口	9.4	
	3号炉	—	停止中	

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

項目	対象	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	運転中のため未実施
	2号炉	運転中のため未実施
	3号炉	平成26年10月に実施済みのため未実施
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	運転中のため未実施
	2号炉	運転中のため未実施
	3号炉	平成26年10月に実施済みのため未実施

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目

項目	測定に係る排ガスを採取した年月日		測定の結果の得られた年月日	
	対象	測定に係る排ガスを採取した位置	測定の結果	基準値
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	1号炉	平成26年11月4日 (ダイオキシン類) 平成26年11月5日 (ダイオキシン類以外)	測定中 (ダイオキシン類) 平成26年11月19日 (ダイオキシン類以外)	1.0ng-TEQ/m ³ N
	2号炉	11月分測定なし (ダイオキシン類) 11月分測定なし (ダイオキシン類以外)	11月分測定なし (ダイオキシン類) 11月分測定なし (ダイオキシン類以外)	
	3号炉	11月分測定なし (ダイオキシン類) 11月分測定なし (ダイオキシン類以外)	11月分測定なし (ダイオキシン類) 11月分測定なし (ダイオキシン類以外)	
硫黄酸化物濃度 (ppm) 【硫黄酸化物排出量 (m ³ N/h)】	1号炉	集じん機器出口	1.0【0.034】	【42.15m ³ N/h】
	2号炉	—	11月分測定なし	
	3号炉	—	11月分測定なし	
ばいじん濃度 (g/m ³ N) (O ₂ 12%換算)	1号炉	集じん機器出口	0.0010未満	0.04g/m ³ N
	2号炉	—	11月分測定なし	
	3号炉	—	11月分測定なし	
塩化水素濃度 (mg/m ³ N) (O ₂ 12%換算)	1号炉	集じん機器出口	2.7	550mg/m ³ N
	2号炉	—	11月分測定なし	
	3号炉	—	11月分測定なし	
窒素酸化物濃度 (ppm) (O ₂ 12%換算)	1号炉	集じん機器出口	40	300ppm
	2号炉	—	11月分測定なし	
	3号炉	—	11月分測定なし	

※1 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

※2 測定の結果については、月の平均値とする。

※3 集じん器に流入する燃焼ガスの温度は、集じん器の性能上の理由から230°Cに設定。

これまで、排ガス中のダイオキシン類の濃度は、排出基準値 (1ng-TEQ/m³N) の1000分の1程度で推移しております。